

# 南城市立佐敷小学校いじめの防止基本方針

平成 26 年 3 月策定  
令和 4 年 1 月改訂

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

### 1 基本的な考え方

本方針は、いじめ防止対策推進法 第 13 条に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するために向けて取り組むものである。

### 2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下省略）

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の学校いじめ対策組織を活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

- 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる ・ 性的いたづらをされる 等

- これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 本校の現状と課題

本校では、子どもの立場に立ち、一人一人の子どものよさや可能性を認め、励まし、伸ばすことを基本とした温かい人間関係に支えられた学校経営、学級経営に努めているところである。各種調査においても、本校児童は概ね学校生活に満足し、落ち着いて学校生活を送っていることがわかる。一方で、心のアンケートによると、少数ながらも「嫌なことや悪口」を言われたという経験を持っている。このことから、本校でもいじめに発展するおそれや、いじめに該当することが行われていると認識しておくことが必要である。

#### 4 いじめ防止基本方針

当校は、すべての児童および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) 「いじめ」に対する学校の基本的な対応として、いじめを受けた児童への本人の思いに寄り添った丁寧な「支援」、そのいじめを行った児童には、いじめは絶対に許されない行為であることへの「指導」、そのいじめにあった児童の保護者に対する「助言」を継続的に行うことをすべての教職員で共通確認する。
- (2) いじめは休み時間や放課後などの教職員のみえないところで行われることが多いことを伝え、そこで、「いじめを見たら先生に伝えることが友達を守ることになる。」という具体的な対処の仕方を含めた指導を徹底させる。
- (3) 「すべての児童を、いじめの加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない教育」が学校に期待されていることだと強く自覚し、いじめ撲滅への意欲と責任感を持った教職員集団をめざし、日ごろからの児童と教師の信頼関係の構築につなげる。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

## II いじめ防止等のための対策の内容

### 1 いじめを未然に防止するための取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、お互いに認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) 佐敷小授業ベーシック・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
  - ・基礎的・基本的事項の徹底習得
  - ・意見を発表し合い、お互いの良さや違いを認め合う場の設定
- (2) 学習規律の徹底
  - ・ベル黙想
  - ・正しい姿勢
  - ・発表の仕方、聞き方
- (3) 学級集団づくり
  - ・児童がいじめ問題を自分のこととして考え自ら活動できる集団づくりに努める。
  - ・話し合い活動、学級会活動の充実
  - ・居場所づくり、絆づくり
- (4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
  - ・豊かな体験活動の設定
  - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- (5) 特別活動（学級活動・児童会活動・クラブ活動・学校行事）の充実
  - ・望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図る。
  - ・集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

#### (6) 人権教育、道徳教育の推進

- ・一人一人の良さや違いを認め合える児童を育成する。

## 2 いじめを早期に発見するための取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

### (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察

- ・出席をとるときの声、表情
- ・健康観察、保健室等での様子

### (2) 児童の行動を注視する。

- ・子どもが集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話しを聞く。
- ・上履き・机・椅子・学用品・掲示物などにいたずらがあった場合は、直ぐに対応し、原因を明らかにする。

### (3) 個人面談の実施

- ・教育相談週間の設定（6月、10月）

### (4) 心のアンケートの実施

- ・毎月1回実施

### (5) QU アンケートによる学級生活状況調査

- ・年間2回実施（5月、10月）

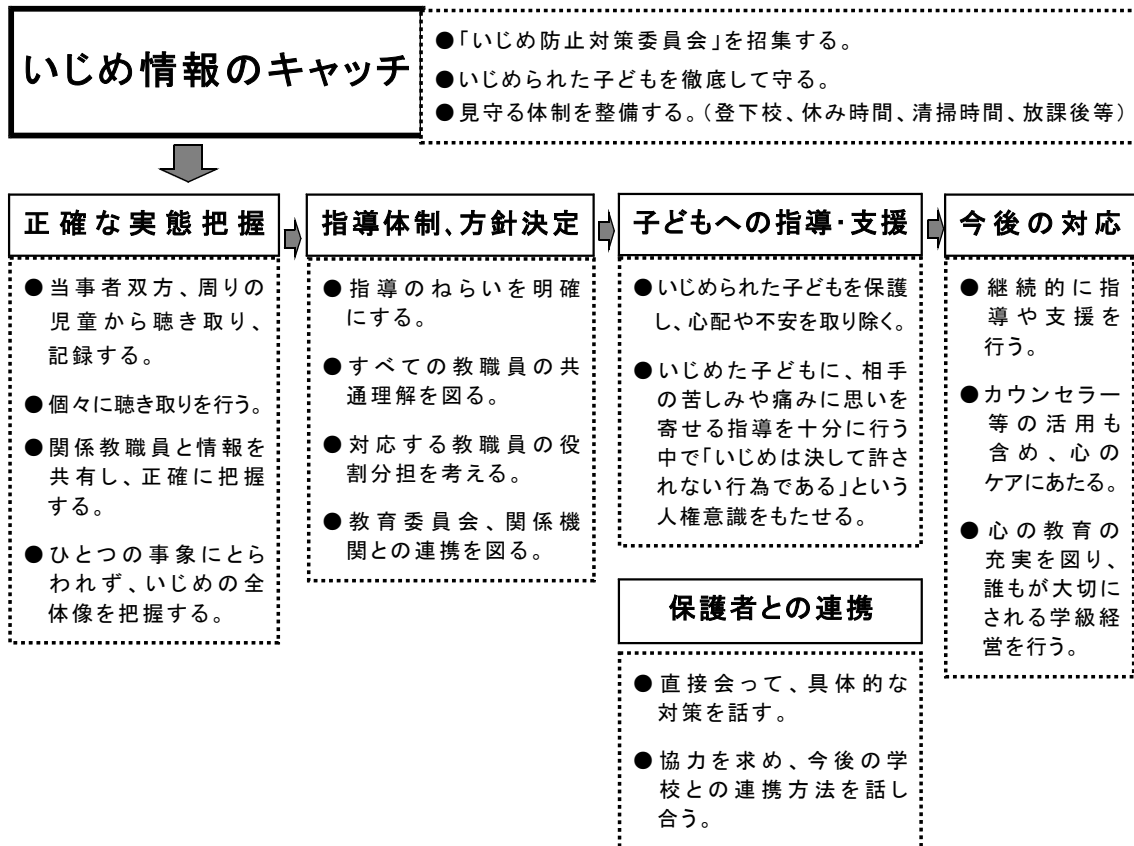
(6) 児童やその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するようにする。また、教育相談等で得た児童の個人情報については、管理職の監督の下で管理し取り扱うようにする。

(7) 保健室やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談窓口を周知する。

## 3 いじめの早期解決に向けての取組

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、特定の教職員で抱え込まず校長の指導のもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、南城市教育委員会と連携を図り、与那原警察署と相談して対処する。

(1)いじめ問題の対応の流れ



(2)いじめ対応の留意点

- ①いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ②いじめの報告を受けた校長は状況を確認し、必要に応じていじめ防止対策委員会を招集する。いじめ防止対策委員会において適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③いじめられた児童のケアは、担任が養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざして行う。

#### 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止対策推進法第 22 条の規定により、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に本校の教職員及び専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための常設の組織（いじめ防止対策委員会）を以下の通り置く。

##### (1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、事案発生学級の担任、その他関係職員（人権教育主任、特別支援教育コーディネーター等）、スクールカウンセラー(本校勤務)、スクールソーシャルワーカー、教育委員会指導主事

##### (2) いじめ防止対策委員会の役割

①「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直し

②いじめの未然防止等について

いじめ防止対策委員会は、いじめに関するアンケート調査、Q-U 検査実施・結果の考察・対応策、教育相談週間、人権の日、いじめ防止に関わる職員研修等を年間計画に位置づけ実施する。

③いじめが発見された場合の対処

・ p の「いじめ問題の対応の流れ」を参照

④教職員の資質向上のための校内研修

⑤年間計画の企画と実施

・アンケートの実施については、p 参照

・4月：職員会議で「いじめ防止基本方針」の読み合わせ

・5月：保護者への「いじめ防止基本方針」の説明

・7月：1学期の反省及び「いじめ防止基本方針」などの再確認

・12月：学校評価アンケートの実施

⑥年間計画進捗のチェック

⑦各取り組みの有効性の検証

⑧緊急対応

#### 5 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第 28 条の規定により、次に掲げる事態（以下「重大事態」）に処し、及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため組織を設け、適切に当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「重大事態」に該当するいじめとは、次のようなものをさす。

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、本校において重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うための組織を以下の通り置くものとする。

## (1) 構成員

### 〈校内いじめ防止対策委員会〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、事案発生学級の担任、その他関係職員（人権教育主任、特別支援教育コーディネーター等）、スクールカウンセラー（本校勤務）、スクールソーシャルワーカー、教育委員会指導主事

### 〈校外構成員〉

スクールカウンセラー（市教委を通じて県教委に派遣依頼）、PTA会長、その他専門的知識及び経験を有する者（市教委に派遣依頼）

## (2) 役割の内容

### ① 重大事態に係る調査

- ・ 重大事態が発生した疑いがあると認められたときに、学校は、直ちに南城市教育委員会に報告する。その調査を行う主体や調査組織の設置など、市教委の判断に従う。
- ・ 学校が主体となって行う場合は、(1)の構成員を中心に、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

### ② 事実関係を明確にするための調査

- ・ 重大事態にいたる要因となったいじめ行為について明確にする。また、いじめを生んだ背景や人間関係についての問題を明確にする。
- ・ いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、その他の児童や教職員に対する調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。
- ・ 調査結果を基に、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。
- ・ いじめられた児童に対しては、継続的なケアや必要な支援を行う。
- ・ 関係のあった児童が深く傷つき、学校や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には、事実に基づかない風評などが流れたりする場合もあり、十分に留意するようにする。

### ③ 調査結果の提供及び報告

- ・ 学校は、市教委と確認しながら、調査によってより明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童や保護者に対して説明する。
- ・ 情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、適切に提供するようにする。
- ・ いじめ調査やアンケートについては、いじめられた児童やその保護者に提供することをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨、説明するなど留意するようにする。

## 6 校内研修の充実

いじめ防止対策推進法第18条の規定により、いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて、必要な内容を校内研修として実施する。

※必要な研修内容については、今後、校内いじめ防止対策委員会で検討する。

## 7 地域や家庭、関係機関との連携

いじめ防止対策推進法第 3、8、17、27 条の規定により、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携をとり、いじめの未然防止、早期発見、適切かつ早期解決に対処するようにする。

※連携の具体的な項目、内容については、今後、校内いじめ防止対策委員会で検討する。

## 8 検証と評価

いじめ防止対策推進法第 34 条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、早期発見、再発防止の取組等について適正に評価を行うようにする。

※評価項目・内容については、今後、校内いじめ防止対策委員会で検討する。